



平成 30 年度冬季テーマ展
「火のある暮らしと道具」開催!

現代は、暮らしの中で火を使うことが少なくなりましたが、昔は暮らしの中で火を使う道具がたくさんありました。本展では、当時の暮らしを知る手がかりになる資料の一つ、民具の中から、食生活の道具、暖房具、照明具を中心に展示し、昔の火のある暮らしを紹介します。

と き 1月16日(水)～5月19日(日)

と ころ 郷土歴史資料館 企画展示ゾーン、
イベント展示ゾーン

入 場 料 無料



▲収蔵民具：炬燵こたつやぐら

..... コラム あわら市の文化財・史跡探訪

第 23 回 市指定文化財 沢 春日神社の大杉

沢 春日神社の大杉は、樹高が約 15 メートル、幹廻が約 4.5 メートルの巨木で、樹齢は推定 900 年です。

この大杉は、沢の春日神社の社頭にあります。沢の春日神社は元々細呂宜郷の神社で、興福寺の荘園・河口荘が設立されたときに勧請された神社と考えられています。樹齢から考えると、この杉は神社が作られたのと同時期のものと推定されます。

一の枝が特に大きく、かつては木の下に池があり、お宮に仕える人々が大杉に衣をかけて身を清めたと伝えられています。

神域にある独立樹で、しかも幹が模様を描くように曲がっている木であったため、台風の被害もなく、戦時中に政府に差し出されることもなく助かったと思われています。



沢春日神社の大杉▶
(市指定天然記念物)

郷土歴史資料館 (金津本陣 IKOSSA 2階)
休館日 月曜日・第四木曜日 (祝日の場合はその翌日)

開館時間 9時30分～18時 (最終入館 17時30分)
問合せ ☎ 73-5158 FAX 73-1038 ✉ maibun@city.awara.lg.jp

税務課からのお知らせ

問合せ 税務課 資産税G ☎ 73-8012

家屋の新築・増築・取り壊し をした皆さんへ

固定資産税は、毎年1月1日現在で、市内に固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有している人に課税されます。

市では、平成31年度の課税事務を進めるため、平成30年1月2日から平成31年1月1日までの家屋(住宅・店舗・車庫・倉庫など)の異動について、調査・整理を行っています。

次の条件に当てはまる人は、平成31年1月31日までに税務課資産税グループにご連絡ください。必要な手続きについてご説明します。

- 平成30年中に家屋を取り壊した人
法務局(登記所)で「滅失登記」をした人、取り壊した後に新築を建て、すでに固定資産税の家屋調査が終了している人は除きます。
- 平成30年中に家屋を新築・増築した人
法務局(登記所)で「新(増)築登記」をした人、すでに固定資産税に関する家屋調査を終えた人は除きます。

法人・個人事業者の皆さんへ 償却資産(固定資産税)の申告をお忘れなく

事業用として所有している償却資産(構築物・機械・備品など)は、土地や家屋と同様に固定資産税の課税対象となります。会社や個人で事業をしている人は、毎年1月1日現在で、市内に所有している償却資産を忘れずに申告してください。申告書および申告の手引きは税務課に備え付けてあるほか、市のホームページからもダウンロードできます。

また、eLTAX(地方税ポータルシステム)では、インターネットを利用した電子申告が可能です。

なお、太陽光発電システム(住宅用で10kw未満は除く)も償却資産の対象となりますので、ご注意ください。

申告方法 昨年まで申告している人は、申告書に1年間の資産の増減を申告してください。新たに申告する人、電算申告を利用する人は、申告対象の償却資産全てを申告してください。

申告期限 平成31年1月31日(木)

【業種】償却資産の例	
【共通】 パソコン、駐車場舗装、看板など	【クリーニング業】 洗濯機、乾燥機など
【加工・修理業】 旋盤、プレス機、溶接機など	【農業】 ビニールハウス、選別機など
【小売・飲食業】 陳列棚、家具、冷蔵庫など	【医療業】 医療機器、検査装置など
【建設業】 建設重機、大型特殊自動車など	【宿泊業】 客室備品、厨房機器、庭園など
【理容・美容業】 理容・美容椅子、鏡など	【不動産賃貸業】 外灯、外構工事など

冬の本番を前に「雪への備え」は万全ですか？

12月から3月まで、市では除雪計画を立てて、市民の皆さんの足の確保に努めています。気象情報で積雪が予想される場合は除雪体制に入り、市が委託した業者が、幹線道路を中心に緊急度の高い路線から順次除雪にあたります。

除雪の際、玄関先などに雪の固まりが残るおそれがありますが、ご理解をお願いします。
安全かつ効率よく除雪が行えるよう、皆様のご協力をお願いします。

問合せ 建設課 管理G ☎ 73-8031

* * * * * 除雪作業のためのお願い * * * * *

自動車の路上放置は除雪作業の妨げに

路上放置車両があると、除雪作業ができません。路上駐車はおやめください。

屋根雪おろしは一斉に

屋根雪おろしは区や班で申し合わせて、一斉に行ってください。また、道路には投雪をしないでください。

除雪車には近寄らない

人身事故など重大な事故が起こる恐れがあるため、除雪車には絶対に近寄らないでください。

こんなところは各区で除雪を

万一の火災に備えて、消火栓や防火水槽付近は各区で除雪してください。また、歩道やごみ収集場所も各区で除雪をお願いします。

樹木の管理はきちんと

道路際の竹や木が積雪で路上に倒れると、交通や除雪作業の妨げとなります。降雪前に伐採や補強などの適切な処置をしてください。

赤い旗で目印を

危険物や工作物のあるところ、ごみ収集場所などには赤い旗などの目印を立てて表示してください。

積雪時はマイカーを自粛

積雪期間は、交通渋滞を避けるため、できるだけ公共交通機関を利用してください。また、除雪車の事故防止のため作業車両近くの歩行や走行にはご注意ください。

スノーボールの設置にご協力を

より良い除雪作業を行うため、やむを得ず個人の敷地内に赤白のスノーボールを設置させていただく場合がありますので、ご理解をお願いします。

雪みち情報ネットふくい

県では、県内の路面状況の画像および情報を提供しています。

<http://info.pref.fukui.jp/hozen/yuki/>

凍結から水道管を守りましょう

気温が氷点下になると、水道管が破裂することがあります。加えて、積雪のため水道メーターの検針ができず、漏水の発見が遅れる恐れもあります。冬の凍結や積雪から水道管を守りましょう。

問合せ 上下水道課 総務経理G ☎ 73-8036

❄️ 屋外の露出している水道管

屋外でむきだしになっている場所や、北向きで風当たりが強い場所の水道管は、保温材などで保護しましょう。

❄️ 漏水の確認方法

全ての蛇口を閉め、水道メーターを確認してください。メーターが動いている場合は、漏水の可能性がります。漏水が判明したら、水道業者に修繕を依頼してください。
*あわら市指定工事店は、市のホームページに掲載しています。

❄️ 水道メーターの位置を確認

凍結による漏水を確認しようとしても、積雪で水道メーターの位置が分からない場合があります。あらかじめ水道メーターの位置を確認しておきましょう。

❄️ 積雪時の料金について

積雪のため検針ができない場合は、前回と同じ水量で料金を算定し、**次回2カ月後の検針時**の実績値で再計算して過不足分を調整します。

なお、自分で検針して数値を報告していただくことで、実測値として修正することも可能です。

普段からメーターボックスの上に物を置かないよう、メーター周辺の整頓や除雪にご協力をお願いします。

❄️ 日ごろから確認を

宅内の水道管の破裂修繕や漏水による水道料金は、自己負担になります。放置すれば、場合によっては**2カ月後の検針まで漏水したままになります**。日ごろから、漏水していないか確認するようにしましょう。